

反社会的勢力の排除に関する基本方針

制定 2021 年 2 月 5 日
一般財団法人日本建築総合試験所

1. 組織としての対応

一般財団法人日本建築総合試験所(以下、「GBRC」という。)は、暴力団排除条例等の趣旨を踏まえ、法人事業における反社会的勢力を排除するための方針を掲げ、組織全体として対応します。

2. 外部専門機関との連携

GBRC は、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力の排除に取り組みます。

3. 反社会的勢力との関係遮断

GBRC は、提供するサービスその他の取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

4. 労働契約・雇用契約の禁止

GBRC は、反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力との雇用契約その他一切の労働契約を締結しません。

5. 不当要求の拒絶および法的対応

GBRC は、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的措置を講じます。

6. 資金提供や裏取引の禁止

GBRC は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

7. 反社会的勢力排除条項の規定

GBRC は、反社会的勢力が取引先となって不当要求を行う場合の被害を防止するため、必要に応じて GBRC が締結する契約書等に反社会的勢力排除条項を規定するとともに、契約締結後に契約の相手方が反社会的勢力であると判明した場合は契約を解消します。

以上